

水産業の明日を拓く スマート水産業研究会

開催要綱

第一 研究会開催の趣旨

未来投資戦略 2018-Society5.0 実現に向けて(2018 年6月 15 日閣議決定)においては、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指して、水産政策の改革を推進することが示されている。

これらの改革を後押しするため、先端魚群探知機等を活用した官民連携による資源量把握、ICT を活用した迅速・的確な資源管理を進めつつ、生産から流通にわたる多様な場面で得られたデータを集積・共有する基盤となる「スマート水産データベース(仮称)」を 2020 年までに構築・稼働させるとともに、スマート水産データベースに集積されたデータを活用し、生産・流通の効率化等を進め、水産バリューチェーン全体で生産性向上を図る取組を促進することとしている。

このようなスマート水産業の取組を推進していくうえで、水産業界におけるニーズや課題を様々な知見から議論し、水産業の成長産業化に資するスマート水産業のグランドデザイン的设计・アクションプランの構築を行うことが重要であることから、学識経験者や有識者等による産学官連携の協議の場として「水産業の明日を拓く スマート水産業研究会」(以下、「研究会」という。)を開催する。

第二 研究会の使命

水産庁は2019年3月18日開催された未来投資会議構造改革徹底推進会合においてスマート水産業の推進に向けたロードマップを公開した。

2020年までに

- ・漁業・養殖業現場の生産活動をデジタル化するとともに、取得したデータを関係者間で共有・活用するデータプラットフォームを構築・稼働する
- ・生産・加工・流通を通じた複数の連携プロジェクトの構築や、電子取引の標準コード推進に着手するとともに、事業成果の横展開に向けた関係者間の協力の枠組みを構築する

2027年までに

- ・全国の主要な漁業・養殖業現場の全てにおいて生産活動がデジタル化され、有用魚種の水揚げ量を電子的に把握・資源評価・管理に活用されるとともに、ほぼ全ての漁業・養殖業者が複数のデータに基づき分析された情報を活用して効率的・効果的な操業を实践
- ・水産バリューチェーン産地を全国の主要産地に横展開

本研究会は、これらの目標を実現するため、次の主要検討課題について、一定の結論を得るとともに、議論のとりまとめを行い水産庁へ報告する。

- ① 漁業・養殖業の生産活動のデジタル化を進めていくために必要な取組
- ② 水産バリューチェーン産地の構築に向けて必要な取組
- ③ 水産業データ連携基盤の活用に向けて必要な取組

第三 研究会の構成と役割

- 1 本研究会は、研究会、「漁業・養殖業」「流通・加工」「連携基盤」のワーキングチーム（以下「WT」という。）、及び研究会事務局（以下「事務局」という。）により構成する。
- 2 研究会は、スマート水産業の推進に向けた取組の方向性を示すため、協議結果をとりまとめ、水産庁に報告する。
- 3 研究会は各 WT で検討するテーマを設定し、各 WT での協議結果に基づいて、協議を行う。
- 4 漁業・養殖業 WT は前項の主要検討課題①「漁業・養殖業の生産活動のデジタル化を進めていくために必要な取組」について、流通・加工 WT は②「水産バリューチェーン産地の構築に向けて必要な取組」について、連携基盤 WT は③「水産業データ連携基盤の活用に向けて必要な取組」について、研究会が設定したテーマに基づき具体的な協議を行う。
- 5 研究会及び WT は、学識経験者（水産資源学、水産経済学、情報処理学等）、水産関係団体からなる委員と、スマート水産業に知見を持つ民間の有識者で構成する。
- 6 研究会発足時の委員・有識者は、水産庁が事前に水産関係者等と協議のうえ選出し、事務局が委嘱する。
- 7 研究会の会長・副会長は、研究会を構成する委員の協議に基づき選出する。WT の長については、研究会を構成する委員の中から事前に選出し、事務局が委嘱する。
- 8 研究会及び各 WT を構成する委員・有識者は、会長・副会長・WT の長の協議により必要と認めた場合、追加・変更を行うことができる。事務局は、協議結果に基づき、委員・有識者の委嘱を行う。
- 9 研究会及び WT は、政策的助言を行うためのオブザーバーを関係公的機関から招聘できる。
- 10 研究会及び WT は原則として非公開とする。ただし、議事要旨及び研究会で使用した資料については公表する。また、研究会は、会長・副会長・WT の長の協議により必要と認めた場合に限り、傍聴をすることができる。
- 11 事務局は、資源・漁獲情報ネットワーク構築委託事業受託機関に委託する。

附則

この要綱は 2019 年 4 月 1 日から施行する。